



山形県公報

令和元年8月16日(金)
第30号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……387
- 地域登録検査機関の登録……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(同) ……388

公 告

- 令和元年度消防設備士講習の実施……………(消防救急課) ……392
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……同
- 同……………(同) ……393
- 同……………(同) ……395

告 示

山形県告示第237号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年8月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
株式会社セスナー 東置賜郡高島町大字高島2057番地2	自立支援センター竹とんぼ 東置賜郡高島町大字金原2514番地1	就労継続支援(B型)	30名	令和元. 8. 1

山形県告示第238号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をした。

令和元年8月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 登録年月日及び登録番号
令和元年7月30日
100
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
有限会社ファーム・イン・ビレッジ
代表取締役 森谷 茂伸
天童市大字蔵増1005-2
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米
- (4) 登録の区分

品位等検査

(5) 農産物検査を行う区域

山形県

(6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う 農産物の種類	備 考
森 谷 茂 泰	天童市大字蔵増甲972	玄米	国内産農産物に限る。

2 (1) 登録年月日及び登録番号

令和元年7月30日

101

(2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社タカハン

代表取締役 高橋 通博

北村山郡大石田町大字田沢2280-2

(3) 農産物検査を行う農産物の種類

国内産玄米

(4) 登録の区分

品位等検査

(5) 農産物検査を行う区域

山形県

(6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う 農産物の種類	備 考
高 橋 良 友	北村山郡大石田町大字田沢729	玄米	国内産農産物に限る。

山形県告示第239号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年8月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

庄内たがわ農業協同組合

代表理事組合長 黒井 徳夫

鶴岡市上藤島字備中下3-1

2 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
叶野 浩 鶴岡市羽黒町玉川字玉川80 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	平成30年3月31日 （本間亙に係るものについては平成31年2月28日）
菖蒲 孝夫 東田川郡庄内町家根合字沼田29 玄米、大豆	同 左		

石川 輝紀 鶴岡市小中島字猫作68 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
日向 一也 鶴岡市三和字街道下63-6 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
大滝 尚 東田川郡三川町大字東沼字村岸7 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
齋藤 正之 鶴岡市羽黒町後田字柳原48 玄米、大豆、そば	同 左
齋藤 和博 鶴岡市羽黒町野荒町字北田12-4 玄米、大豆、そば	同 左
成澤 順 鶴岡市渡前字白山前16 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
小林 卓史 鶴岡市稲生町4-46 玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 昌幸 鶴岡市一霞112-8 玄米、大豆、そば	同 左
石川 洋一 東田川郡庄内町千本杉字本村割4 玄米、小麦、大豆	同 左
今井 俊 鶴岡市羽黒町川代字向山171 玄米、大豆、そば	同 左
野尻 秀一 鶴岡市越沢乙44 玄米、大豆、そば	同 左
井上 寿夫 鶴岡市東荒屋字志田64 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
清野 清晃 鶴岡市大綱字型63 玄米、大豆	同 左
阿部 正 東田川郡庄内町狩川字西田113-11 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
皆川 裕一 東田川郡三川町大字土口字村西92 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
佐藤 誠 鶴岡市蛸井興屋字大槻東78 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左

梅津 茂雄 東田川郡三川町大字横川字家岸124 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左	
佐藤 俊喜 鶴岡市羽黒町手向字百々目木73-21 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左	
山木 均 酒田市落野目字杉之崎 6 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左	
鈴木 繁則 鶴岡市羽黒町上野新田字中台24 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左	
本間 悟 東田川郡三川町大字東沼字村岸23 玄米、小麦、大豆	同 左	
加藤 修 鶴岡市宝徳字西鴨田 4 玄米、大豆、そば	同 左	
五瓶 正人 鶴岡市羽黒町町屋字村中65 玄米、大豆、そば	同 左	
菅原 剛 鶴岡市新屋敷字前田元84 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
五十嵐 順 鶴岡市大山二丁目59-23 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
弁納 陣 鶴岡市荒保字小糠田24-3 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
大井 広明 東田川郡三川町大字加藤字赤田16 玄米、大豆、そば	同 左	
佐藤 正春 鶴岡市羽黒町手向字百々目木73-144 玄米、大豆、そば	同 左	
阿部 慶和 東田川郡三川町大字押切新田字瀧 4-14 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左	
佐藤 安光 鶴岡市熊出字東村181 玄米、大豆、そば		
本間 亘 鶴岡市温海己44 玄米、大豆、そば		

庄司 学 東田川郡三川町大字横川字家岸113 玄米、大豆	同 左
高橋 健児 東田川郡庄内町大野字太農28 玄米、大豆、そば	同 左
山口 龍士 鶴岡市昭和町9-22 玄米、大豆、そば	同 左
池田 直史 鶴岡市谷地興屋字村中13 玄米、大豆、そば	同 左
小田 一貴 鶴岡市茅原町1-34 玄米、大豆、そば	同 左
阿部 仁 東田川郡三川町大字横山字西田23 玄米、大豆、そば	同 左
森 悠一 鶴岡市梳代字西野157 玄米、大豆、そば	同 左
遠藤 貞吉 鶴岡市黒川字上の山142 玄米、大麦、大豆、そば	同 左
鶴巻 一宏 東田川郡庄内町狩川字楯下2-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
五十嵐 繁樹 鶴岡市鼠ヶ関丙100-4 玄米、大豆、そば	同 左
板垣 涉 鶴岡市長沼上新田91 玄米、大豆、そば	同 左
門脇 勝広 鶴岡市大塚町15-21-3 玄米、大豆、そば	同 左
高橋 徹 東田川郡三川町大字土口字村西98 玄米、大豆、そば	同 左
今野 今人 鶴岡市大網字中田46 玄米、大豆、そば	同 左
鈴木 重昭 鶴岡市羽黒町手向字手向161-1 玄米、大豆、そば	同 左

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

令和元年8月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 講習の日時及び場所

場 所 区 分	山形国際交流プラザ（山形市平久保100番地）	庄内総合支庁（東田川郡三川町大字横山字袖東19番1）
警報設備講習	令和元年10月8日（火） 午前9時15分から午後5時まで	令和元年10月4日（金） 午前9時15分から午後5時まで
消火設備講習	令和元年10月9日（水） 午前9時15分から午後5時まで	
避難設備・ 消火器講習	令和元年10月10日（木） 午前9時15分から午後5時まで	

2 講習受講対象者

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の17第1項及び第2項の規定により講習を受けなければならない消防設備士

3 受講手続

受講申請書を令和元年8月19日（月）から同月30日（金）までの間に山形市鉄砲町二丁目19番68号山形県村山総合支庁附属棟一般社団法人山形県消防設備協会に提出すること。

4 その他

詳細については、防災くらし安心部消防救急課（電話番号023(630)2228）又は一般社団法人山形県消防設備協会（電話番号023(629)8477）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び最上総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに新庄市役所において令和元年12月16日まで縦覧に供する。

令和元年8月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ひのき町複合施設
新庄市桜町9番11外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社郷野目ストア 新庄市沖の町10番7号
代表取締役 郷野目 弘美

3 変更する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
（変更前）午前6時から午後9時まで
（変更後）午前6時から午後8時まで

4 変更年月日

令和元年6月20日

5 届出年月日

令和元年6月19日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和元年12月16日までに知事に提出することができ

る。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに酒田市役所において令和元年12月16日まで縦覧に供する。

令和元年8月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン酒田
酒田市泉町214番地外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンタウン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	大 門 淳

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンタウン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	加 藤 久 誠

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	羽 牟 秀 幸
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	舟 橋 浩 司
株式会社ヴィクトリア	東京都千代田区神田小川町三丁目4番地2	諸 橋 友 良
株式会社やまや	宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号	山 内 英 靖
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 博 丈
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江 尻 義 久
株式会社ライトオン	茨城県つくば市吾妻一丁目11番1	横 内 達 治

株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大 村 禎 史
株式会社メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	富 澤 昌 宏
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	野 中 正 人
株式会社ワンラブ	愛知県名古屋市中区相生町50番1	小 林 励

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	松 田 裕 史
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	澤 木 祥 二
株式会社ヴィクトリア	東京都千代田区神田小川町三丁目4番地2	藤 澤 剛
株式会社やまや	宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号	山 内 英 靖
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 靖 二
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江 尻 義 久
株式会社ライトオン	茨城県つくば市吾妻一丁目11番1	川 崎 純 平
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大 村 禎 史
株式会社メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	富 澤 昌 宏
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	北 島 常 好
株式会社ワンラブ	愛知県名古屋市中区相生町50番1	小 林 励

3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項 平成30年5月28日

(2) 2の(2)に掲げる事項

- イ 株式会社未来屋書店に係るもの 平成30年4月21日
- ロ 株式会社チヨダに係るもの 平成31年4月1日
- ハ 株式会社ヴィクトリアに係るもの 平成30年6月1日
- ニ 株式会社大創産業に係るもの 平成30年3月1日
- ホ 株式会社ライトオンに係るもの 平成30年4月1日
- へ 株式会社しまむらに係るもの 平成30年2月21日

4 届出年月日

令和元年6月26日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について

て意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和元年12月16日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに酒田市役所において令和元年12月16日まで縦覧に供する。

令和元年8月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン酒田
酒田市泉町214番地外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
代表取締役 加藤 久誠
- 3 変更する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（変更前）4か所（位置については縦覧に供する図面のとおりに）
（変更後）6か所（位置については縦覧に供する図面のとおりに）
- 4 変更年月日
令和元年6月27日
- 5 届出年月日
令和元年6月26日
- 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和元年12月16日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

令和元年8月16日印刷 発行所 山形県庁
令和元年8月16日発行 発行人 山形県